

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
1	入札説明書	事業期間	2	I	4	(3)				改修工事が完了し施設を引き渡した後に、貴市の事務所移転、収蔵品の移転が行われると思いますが、引渡し後すぐに移転されるのでしょうか？引渡し後の移転スケジュールについてご教示ください。また、事務所の移転に際して貴市が持ち込む備品類が全て搬入された後に貴市にて施設の空気環境調査を行うのでしょうか？(事業者側では施設引渡し前に空気環境調査を行うことが前提です。)	前段について、事務所の移転は、事業者による施設引渡し後、できるだけ速やかに行う予定です。館外からの作品移転は、平成30年12月から開始し、開館までに完了する予定です。また、工事期間中に館内で保管している作品の収蔵庫A・Bへの移転は、平成30年6月から開始し、1か月で完了する予定です。後段について、市は全ての備品類の搬入後、空気環境調査を行う予定はありません。
2	入札説明書	事業期間	2	I	4	(3)				入札説明書及び要求水準書より平成28年9月1日より閉館し収蔵品移転完了予定が平成29年1月末までとの認識で宜しいでしょうか。また、この期間中に収蔵庫と直接的な関係が無いと思われる外部足場架設及び外部調査工事、収蔵庫以外の内部調査工事及び内部解体工事、現場事務所設置や仮囲い設置については作業可能と考えて宜しいでしょうか。※上記の工事については、事務所移転、収蔵品移転の動線確保及び収蔵庫、収蔵品への埃等の影響がないように行います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、市と協議の上、所蔵品に関係が無いと思われる場所に関する工事等の作業は可能です。
3	入札説明書	事前調査業務及びその関連業務	2	I	4	(4)	①	ア		閲覧資料に関して、『改修時点において資料との齟齬は十分に考えられます。資料は参考として取扱いいただき、事業者において適切な費用を見込んでください。』との回答がありました。齟齬が十分に考えられる資料に基づいて適切に費用算定することは限界があると考えられます。特にアスベスト等の表面上での調査では不十分になる可能性があるものについては公表いただいた資料を基にする以外に算定できません。提案前に美術館の運営に支障がないように調査することも困難であるため、公表いただいた資料から判断できないものについて、事業開始後に判明した場合には別途貴市の負担としていただけないでしょうか。(第1回質疑回答No5に関連)	閲覧資料のうち、外壁調査、雨水管・污水管調査、樹木調査については、調査時点の状況を示すものであり、調査以降に劣化が進んでいることが想定されます。また、改修計画基礎調査についても、当時の市の方針や調査時点の状況などをまとめたものであり、方針の変更や劣化の進行もあります。これらの資料については参考とし、事業者において適切な費用を見込んでください。なお、ご質問のアスベスト調査については、資料15 アスベスト含有範囲図以外の箇所に想定外のアスベストが見つかった場合のリスクは市が負担します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
4	入札説明書	事業期間	2	I	4	(3)				公表されている資料の範囲では、費用を見積もることができませんが、資料にない部分、見えない部分の費用見積もりについて、適切に見積もるには限界があります。例えば、外壁タイル改修について、基礎調査資料、打診検査調査報告書は公表済みですが、それらに基づきどこまでの改修が必要か検討しています。資料を参考として、事業者において適切に費用積算する場合、現況は提供してもらった資料のみからしか把握できません。ある程度の想像はできますが、想像となるため、合理的ではない、と判断されかねない可能性があり、どのように費用を見込めばよいのかわかりません。その他に、屋根も表面上はわかるが板が薄くなっている可能性があり、検査してみないとわかりません。市で調査してもらった資料をもとに費用積算し、それ以外のところは協議打合せで対応させていただけないでしょうか。	閲覧資料のうち、外壁調査、雨水管・污水管調査、樹木調査については、調査時点の状況を示すものであり、調査以降に劣化が進んでいることが想定されます。また、改修計画基礎調査についても、当時の市の方針や調査時点の状況などをまとめたものであり、方針の変更や劣化の進行もあります。これらの資料については参考とし、事業者において適切な費用を見込んでください。なお、事業契約書第11条に記載のとおり、市が書面により提供した情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる施設の瑕疵による損害については、事業者負担とします。
5	入札説明書	事前調査業務及びその関連業務	2	I	4	(4)	①	ア		第1回目の質問回答では市の行った調査報告書と現地との齟齬についてのリスクが事業者であるとも読み取れるのですが、想定できないリスクは市のリスクとしていただけないでしょうか。	閲覧資料のうち、外壁調査、雨水管・污水管調査、樹木調査については、調査時点の状況を示すものであり、調査以降に劣化が進んでいることが想定されます。また、改修計画基礎調査についても、当時の市の方針や調査時点の状況などをまとめたものであり、方針の変更や劣化の進行もあります。これらの資料については参考とし、事業者において適切な費用を見込んでください。なお、事業契約書第11条に記載のとおり、市が書面により提供した情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる施設の瑕疵による損害については、事業者負担とします。
6	入札説明書	事前調査業務及びその関連業務	2	I	4	(4)	①	ア		躯体に見えない瑕疵があった場合、市が負担で事業者が改修するのでしょうか、それとも市が別の業者に発注するのでしょうか。	躯体に見えない瑕疵があり、市がその費用を負担する場合の発注先については、案件ごとに検討しますが、原則として事業者になると考えています。
7	入札説明書	休館中の施設の維持管理に関する業務	2	I	4	(4)	②	ア		H28年9月1日の美術館閉館後、事務所及び美術品移転の期間がH28年12月末、H29年1月末までそれぞれ確保されておりますが、その間の市及び美術館職員の館への出入りや各部屋の利用予定をご教示ください。維持管理及び警備体制に関わります。また、その間で、市にて職員に対する入館管理等をお考えでしたら、体制について合わせてご提示ください。	平成28年12月末までは、市の職員は通常どおり勤務することで想定してください。この期間に市が利用する部屋は、原則として管理部門、保存部門、展示部門です。なお、この期間に市で入退館を管理する予定はありません。事業者提案の範囲になると考えています。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
8	入札説明書	予定価格	13	II	5	(12)				福岡市の要望や考えを確実に反映するために、事業費総額の中で、どの程度(仕様、レベル)まで改修工事費として費用を掛けるべきか、どこに費用的に重点を置くべきかを検討する必要があると考えます。そのためにも改修工事費の予算割振り(施設改修工事費と施設維持管理運営費の割合、施設改修工事費内での各工事項目の割合、什器備品調達費)をご提示ください。	公表できません。
9	要求水準書	事業期間	1	I	2	(1)				設計・建設期間、開館準備期間が明記されていますが、この中で市で想定している・収蔵物移設期間・枯らし期間の提示をお願いします。可能であれば、想定 of 工程表をご提示ください。	収蔵品の移転は、平成30年12月から開始し、開館までに完了する予定です。また、工事期間中に館内で保管している作品の収蔵庫A・Bへの移転は、平成30年6月から開始し、1か月で完了する予定です。枯らし期間について、市では6ヶ月程度を想定しています。ただし、工事内容によって枯らし期間は変動すると考えますので、事業者の責において適切な枯らし期間を設定してください。
10	要求水準書	事業期間	1	I	2	(1)				リニューアルオープン(供用開始)が平成31年3月とありますが、3月とは3月末日との理解で宜しいでしょうか。	3月中のいずれかの日であり、現時点では未定です。
11	要求水準書	耐震結果	5	II	2	(1)				耐震結果Is=1.16と記載されていますが、館内見学をさせていただいた際に、耐震壁を設備配管、ダクトが貫通していることが確認できました。これらは竣工以降に改修等により開けられたものかと想定しますが、今回記載されている耐震結果は既存施設竣工後に開けられた開口等も考慮した物でしょうか？本事業において、過去の躯体撤去内容等を考慮した検証、及び補強対応等、全てを把握して対策を講じることが困難な現段階においてはリスクを踏まえて膨大なコストを要すると想定しなければなりません。ついては、耐震診断及び構造補強に関する業務は本事業外とし、事業開始後に詳細調査を行ったうえで落札グループと協議し、別途対応としていただくようお願いいたします。	閲覧に供している耐震診断調査結果に基づいて、適切な耐震補強を検討してください。事業者による耐震診断調査をふまえた実施設計の結果、提案時点から追加費用が生じた場合は、その追加費用のうち、市の耐震診断調査結果が現況と異なることによると判断されるものは、市が負担します。
12	要求水準書	実施体制	15	II	6	(3)	①			効率的かつ効果的な業務実施を行うために必要であると認められる場合、再委託は可能なのでしょうか。	事業契約書の規定(第三者の使用に係る規定等)に基づいていれば、再委託は可能です。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
13	要求水準書	セルフモニタリング実施方法	17	II	9	(2)	①			サービス水準の維持・改善により適したモニタリングを提案するために、現行のモニタリングの項目及び内容(またはこれらに準じたもの)をご教示願います。また、リニューアル後に市が実施を予定しているモニタリングがあればご教示願います。	現在の委託業務は多岐に渡りますが、業務実施時の立会、実施結果の現場確認、日報・月報や報告書の提出など、委託内容に応じた方法で実施の確認をしています。なお、リニューアル後の市としてのモニタリングについては、現在のところ公表資料以外に提示できるものではありません。
14	要求水準書	光熱水費及び通信費等の負担	18	II	10	(2)				電話料については、国内通信料のみという理解でよろしいでしょうか。学芸員が企画展準備のために使用する海外通信料については企画展の事業費から支出されるという理解でよろしいでしょうか。	海外通信料についても事業者負担となり、サービス対価に含みます。なお、実績は、平成24年度3,420円、平成25年度1,170円、平成26年度2,808円です。
15	要求水準書	光熱水費及び通信費等の負担	18	II	10	(2)				閉館から引渡しまでの収蔵庫F等の電力等の供給について、引込点変更による引込負担金が発生する可能性があります。その際は貴市が支払うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者負担になります。
16	要求水準書	光熱水費及び通信費等の負担	18	II	10	(2)				常設展示、特別企画展、福岡市美術展、教育普及活動など、施設利用者の増加による光熱水費の増加分は福岡市にもご協力を頂けないでしょうか。施設利用者が増加することにより維持管理費等の増加も発生いたします。収入も事業者の収入ということであれば経費増も収入増にて相殺することが可能ですが、今回のスキームでは不可能です。当然に施設利用者の増加のため、広報やサービス向上に最大限努力して本事業に取り組みますが、福岡市と事業者がお互いにより多くの方に美術館に足を運んで頂くという同じ方向を向いて事業を行うためにもご検討をお願いします。また、実行委員会において、利用者増加における費用増に対して市も協議に応じて頂けるという認識でよろしいでしょうか。	原案どおりとします。また、実行委員会による負担の予定もありません。
17	要求水準書	耐震性能に対する配慮	22	III	1	(3)	⑤			耐震診断の結果は第三者の評価を受けているのでしょうか。評価を受けている場合は、情報の開示をお願いしますでしょうか。	第三者評価は受けておりません。
18	要求水準書	耐震性能に対する配慮	22	III	1	(3)	⑤			「非構造部材及び建築設備の設置に関する耐震性能をSクラスとする。」とありますが、建築設備に関しては(建築設備耐震設計施工指針)におけるSクラスと考え、非構造部材に関しては(官庁施設に求められる耐震性)のA類という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
19	要求水準書	耐震性能に対する配慮	22	Ⅲ	1	(3)	⑤			既存建物の耐震性能について閲覧資料と機械室の現状をみると現況が耐震性能が確保できているかが判断できません。また提案書提出までの見学調査では改修後の耐震補強方法、耐震補強コストを出すことは不可能です。本事業外としていただくか、または基本計画時に市側が想定したコストをベースとし別途協議すると考えてよろしいでしょうか。	閲覧に供している耐震診断調査結果に基づいて、適切な耐震補強を検討してください。事業者による耐震診断調査をふまえた実施設計の結果、提案時点から追加費用が生じた場合は、その追加費用のうち、市の耐震診断調査結果が現況と異なることによると判断されるものは、市が負担します。
20	要求水準書	耐震性能に対する配慮	22	Ⅲ	1	(3)	⑤			閲覧資料:耐震診断の評価書の頭紙をご提示ください。現況機械室の耐震壁には多数のダクト開口があります。閲覧資料(耐震評価資料)からはダクト開口が反映されているかの確認ができません。仮にダクト開口が耐震評価資料で確認されていない場合、耐震調査ができない状況では耐震補強の想定は不可能です。この場合基本調査で想定された耐震補強の仕様、工事費を基準とし落札後の調査において改めて協議すると考えて宜しいでしょうか。	第三者評価は受けておりませんので、評価書はございません。閲覧に供している耐震診断調査結果に基づいて、適切な耐震補強を検討してください。事業者による耐震診断調査をふまえた実施設計の結果、提案時点から追加費用が生じた場合は、その追加費用のうち、市の耐震診断調査結果が現況と異なることによると判断されるものは、市が負担します。
21	要求水準書	共通事項	23	Ⅲ	2	(1)	①			要求水準書には「・・・空間の質を現状より高める仕上げとすること」とあります。内部仕上表に記載されている自由提案以外の諸室の具体的な仕上は参考とみなし、要求水準書同等以上の仕上げを提案すると考えて宜しいでしょうか。	一部の仕様につきまして、市が指定するものがございしますが、要求水準書同等以上の仕上げとする場合、仕様を提案することを可能とします。資料9 内部仕上げ表を修正しますので、ご確認ください。
22	要求水準書	特別展示室 常設展示室(近現代美術室A)	26	Ⅲ	2	(1)	②			「旧特別展示室Bの入口が、2階常設展示室の新しい入口となる。」とありますが、新しい入口からのみの入室で、旧常設展示室からの入室はしない(出口になる)と解釈してよろしいでしょうか。	通常利用においてはご理解のとおりですが、入口として活用することも想定されますので、それに対応した設備としてください。
23	要求水準書	収蔵庫共通	29	Ⅲ	2	(1)	③			資料9内部仕上表では、収蔵庫の壁は「現況」、「市の指定」ともに「米杉横目透張」となっています。閲覧資料での収蔵庫の壁の詳細図では「米杉倉矧落込み」となっています。現況は、目透張になっていると考えると宜しいでしょうか。また、改修後は、目透張とすると考えると宜しいでしょうか。	収蔵庫の壁は現況の仕上げとしますので、資料9 内部仕上表を修正します。
24	要求水準書	収蔵庫共通	29	Ⅲ	2	(1)	③			工事期間中、作品棚の移動や保管を検討するとありますが、作品棚を移動するために一度解体すると、再組立ては困難かと思われます。収蔵品引っ越しの際の撤去新設を前提として、貴市にてご検討いただけないでしょうか。	作品棚について、収蔵品移転時の撤去新設は行いません。なお、工事期間中の作品棚の保管方法について要求水準書を修正しています。市が想定した方法で、事業者が適切に保管した場合に発生したリスクは、市が負担します。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
25	要求水準書	収蔵庫共通	29	Ⅲ	2	(1)	③			作品棚は移動しないとの回答でしたが、天井ダクト施工時の不具合や、今まで長い間安定した環境にある収蔵棚が、工事中の不安定な環境にさらされ、乾燥収縮によるそりやひび割れが起こる可能性があります。やはり引っ越し時に移転していただけないでしょうか。もしくは空気環境変化における作品棚の破損は市のリスクとしていただきたい。	作品棚について、収蔵品移転時の撤去新設は行いません。なお、工事期間中の作品棚の保管方法について要求水準を修正しています。市が想定した方法で、事業者が適切に保管した場合に発生したリスクは、市が負担します。
26	要求水準書	カフェ	33	Ⅲ	2	(1)	④			質問及び意見に対する回答(第1回)No.101の回答で、サービス・アメニティ部門の面積等を変更することは可能となっておりますが、カフェの面積を減らしてもよいのでしょうか。	要求水準書に記載しておりますカフェの面積を若干変更することは可能です。
27	要求水準書	レストラン・厨房等 カフェ	35	Ⅲ	2	(1)	④			厨房機器の設置費用は市負担とありますが、第1回質問回答No.102でサービス対価Aに含めるとあります。予定価格の101億500万円に含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対象となる費用は、流し台、加熱調理機、冷蔵庫、食器洗浄機などの厨房機器の設置費用となります。要求水準書を修正しますのでご確認ください。
28	要求水準書	2階トイレABC 1階講堂横トイレ	35	Ⅲ	2	(1)	④			便器の1箇所を和式を設ける理由をご教示願います。	和式を好む利用者などへの配慮をご理解ください。
29	要求水準書	講堂	36	Ⅲ	2	(1)	⑤			講堂の客席に関しては、固定席以外の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	固定席とします。要求水準書を修正します。
30	要求水準書	講堂	36	Ⅲ	2	(1)	⑤			講堂の客席は全て更新と要求水準にありますが、前川事務所選ばれた椅子をリフォームして、再利用することは可能でしょうか。	再利用は不可とします。
31	要求水準書	多目的スタジオ(大)	37	Ⅲ	2	(1)	⑤	イ		「床材は……床に長時間座っても快適に過ごすことができるように材質に配慮すること」とありますが、室内では下足を脱ぐようなお考えでしょうか。具体的な利用イメージをご教示願います。	ダンスのワークショップなど特別な場合を除いて、通常利用において下足を脱ぐことは想定していません。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
32	要求水準書	多目的スタジオ(大)	37	Ⅲ	2	(1)	⑤	イ		「IHを10台使用できる電力を確保する」とありますが、IHはどういった場合に使用するのでしょうか。また、使用する場所は流し台の近くなのか、もしくは、流し台との隣接は関係ない場所での使用をご想定なのか、ご教示願います。	IHは、染色や顔料を使ったワークショップなどでの利用を想定しています。したがって、流し台の近くではなく、室内全体での利用を想定してください。
33	要求水準書	ボランティア控室	42	Ⅲ	2	(1)	⑥			20名程度のボランティア従事者は、常時、本控室にいらっしゃるのでしょうか。	最大で25名程度のボランティアが、毎日9:30から16:30の間、控室にて活動しています。
34	要求水準書	外構共通	45	Ⅲ	2	(2)	②			埋設設備配管が全て撤去・更新ですが、外部仕上表に無い舗装部分については、記載されているように補修(部分補修)と考えてもよろしいでしょうか。(配管撤去、更新範囲部分の舗装等をカッターにて撤去し、その部分のみを補修するようなケースです)	ご理解のとおり、部分補修となりますが、美観へ配慮してください。
35	要求水準書	外構共通	45	Ⅲ	2	(2)	②			対象地は風致地区に指定されていますが、福岡市風致地区内建築等規制条例のみどり率は事業対象地内で適用されますか。条例の植栽基準本数に基づけば、敷地面積25,906㎡に対しては7,772㎡のみどり率が課せられ、1,110本(=7,772㎡÷7本/㎡)を植栽する必要があります。	ご質問のみどり率は適用されますが、現状と同程度の植栽本数が計画されている場合、支障がないことを所管課に確認済みです。
36	要求水準書	駐輪場・駐車場	45	Ⅲ	2	(2)	②			東側車庫を撤去し、新たに屋根付き職員駐輪場を設けることとありますが、外部仕上表では職員駐輪場に改修とありますが、どちらが正しいのでしょうか。新たに設置する場合の想定台数をご指示下さい。	外部仕上げ表を正とします。要求水準書を修正しますので、ご確認ください。
37	要求水準書	サイン	47	Ⅲ	2	(2)	③			「現状より数を減らし」とありますが、現状、市が設置しているサインの設置箇所・設置数をご教示願います。	館内サインの記述を削除します。要求水準書を修正します。
38	要求水準書	サイン	47	Ⅲ	2	(2)	③			サイン計画について、具体的なデザインを提案するのではなく、考え方を提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
39	要求水準書	アスベスト対策	47	Ⅲ	2	(2)	④			空調機械・電気室・発電機室の壁・天井(現況)が内部仕上げでは石綿吹付(アスベスト)となっていますが竣工図面では岩綿吹付となっています。アスベストの有無で撤去・処分の方法(金額)が異なります。竣工図を正とし、アスベスト含有は無いものと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。内部仕上げ表を修正します。
40	要求水準書	空調設備	50	Ⅲ	3	(2)				全ての収蔵庫に同じ風速を要求されていますが、何か理由があるのでしょうか。また、収蔵庫の吹き出し口の風速は、2.5m/s、2m/sが一般的であり、1m/s以下にすると結露しますが、要求水準どおりでよろしいでしょうか。	特段の理由はございません。風速に関しては、展示壁や収蔵物に直接あたる気流速度を0.2m/sと設定しており、吹き出し口の風速とは異なります。
41	要求水準書	ダクト設備	50	Ⅲ	3	(2)				ダクト撤去工事において、構造に影響を与える可能性があるため、躯体(壁・床)貫通している部分は、清掃の上、再利用としてよろしいでしょうか。	記載されている再利用については、実施設計時の協議事項とします。提案時には全面更新として積算してください。
42	要求水準書	ダクト設備	50	Ⅲ	3	(2)				研り天井部分におけるダクトについて、研り天井を外して施工した場合、仮設工事費が嵩むため、天井を外さずに一部のダクトを清掃の上、再利用としてよろしいでしょうか。	研り天井部分のダクト更新にあたり、天井の取り外しは不要です。記載されている再利用や更新が困難な部分の再利用については、実施設計時の協議事項とします。提案時には全面更新として積算してください。
43	要求水準書	給水設備	52	Ⅲ	3	(3)				閲覧資料(福岡市美術館大規模改修計画 基礎調査業務説明書 3. 空気調和換気設備編 P2 1章-1-① 老朽化・耐用年数)によると、冷温水発生機の冷却水には、井水と市水を混合して使用していると記載があります。現在冷却水以外に、井水を使用している箇所があればご教示願います。(便器洗浄水、散水等)	井水の使用は、空調の冷却水のみです。
44	要求水準書	受変電設備	54	Ⅲ	3	(4)				総変圧器容量について、変圧器計算の結果問題ないと判断できれば、2400KVA未満として良いでしょうか。	要求水準を満たし、運営上支障ない場合は、変更可能です。要求水準書を修正します。
45	要求水準書	昇降機設備	59	Ⅲ	3	(5)				昇降機メーカー数社に確認しておりますが、現時点での限られた情報だけでは、平面寸法とオーバーヘッド寸法について要求水準を満たせるとの回答がありません。実施設計時に詳細な検討を行い、市に確認したうえで、実施可能な仕様とすることは可能でしょうか。	原案どおり、拡張して更新してください。なお、実施設計時の詳細な検討において、要求水準書記載の昇降機が設置出来ない場合は、市と協議してください。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
46	要求水準書	昇降機設備	59	Ⅲ	3	(5)				現況と同じスペックで昇降機を更新する提案は可能でしょうか。	原案どおり、拡張して更新してください。
47	要求水準書	昇降機設備	59	Ⅲ	3	(5)				既存昇降機の損耗部品交換、清掃とし、昇降機の更新を取りやめる提案は可能でしょうか。	原案どおり、拡張して更新してください。
48	要求水準書	仮設計画	61	Ⅲ	5	(1)				第1回質疑において公園課、所轄警察署との事前協議は不可との回答でしたが、質問にあった提案時と実施時で協議内容によって別途費用負担が増えた場合は貴市の負担と考えるとよろしいでしょうか。	資格審査通過者による事前協議は可能としますので、事業者にて適宜協議の上、仮設計画をご提案ください。
49	要求水準書	建設期間中業務	64	Ⅲ	7	(3)	オ			閉館中、市および美術館の仮事務所となる舞鶴中学校跡地について、スペース等の余裕がある場合、事業者の工事現場事務所の設置や校舎そのものの使用は可能でしょうか。	福岡城跡の史跡内であり、工事現場事務所の設置及び校舎の使用はできません。
50	要求水準書	建設期間中業務	64	Ⅲ	7	(3)	オ			工事現場事務所について、市が想定されている場所はございますでしょうか。	特にございませんが、事務所や所蔵品の引越し等の車両が通行できるよう、設置場所、時期については市と協議となります。
51	要求水準書	業務実施に係る条件等	67	Ⅳ	2					事業者による美術館準備事務室の使用開始日ならびに美術館常駐勤務の開始日はいつ頃をお考えかをご教示願います。	市で想定している日程はありません。施設引渡し後において、事業者が適切な日を設定してください。また、開館準備業務の実施のため業務実施場所が必要となる場合、市の移転先である舞鶴中学校に設置予定の運営課事務室の一部スペースを提供することは可能です。
52	要求水準書	事務所移転業務	67	Ⅳ	2	(3)	①			移転完了前に『収蔵品等の保存環境に影響がないことや運営業務に支障のないこと等が確認できる場合には、事前調査を認めることはある』とのことですが、下記の場合には認められるのでしょうか？①移転業務に支障がないように入出口を確保した上で外部足場の架設②移転業務に支障がないように動線を確認し、収蔵品への影響がないように埃等の飛散防止措置を行った場合の内装材撤去と状況調査(第1回質疑回答No151に関連)	①の事例は認めます。②の事例は、作品を保管している展示室・収蔵庫等を除き認めます。①・②のどちらの場合も、施工範囲などについて、市と協議の上行ってください。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
53	要求水準書	収蔵品移転業務	67	VI	2	(3)	②			第1回質疑No2にて、「貴市にて持ち込む什器・備品等は事業者による施設引き渡し後(平成30年9月30日)」とありますが、館引き渡し後の美術品移転については開館準備期間中で具体的な期間が定められていないと思います。からし期間の想定にも関わりますので、美術品移転の期間についてご教示いただけますでしょうか。	館外からの作品の移転は、平成30年12月から開始し、開館までに完了する予定です。また、工事期間中に館内で保管している作品の収蔵庫A・Bへの移転は、平成30年6月から開始し、1か月で完了する予定です。
54	要求水準書	休館中の施設の維持管理に関する業務	68	IV	3	(1)				セキュリティ及び必要経費の検討に必要ですので、閉館してから工事が始まるまでの期間において、美術館職員や移転業者の出入り時間帯をご提示ください。	職員の勤務時間帯や移転業者の業務時間帯を現時点で限定することはできません。なお、市が実施する保守点検業務を要求水準書に追記していますのでご確認ください。
55	要求水準書	休館中の施設の維持管理に関する業務	68	IV	3	(1)				特記事項にて環境調査のために収蔵庫Fに月1回程度の入室があるとのことですが、それ以外、学芸員が作品の確認や修復などで入室するとの想定はされていますでしょうか。頻度なども想定がありましたらご教示ください。	期間中、他館への収蔵品貸出に伴う搬出・搬入を2回予定しています。
56	要求水準書	休館中の施設の維持管理に関する業務	68	IV	3	(1)				事務所の移転、収蔵品の移転が完了するまでの施設の施設管理については貴市にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。事務所の移転、収蔵品の移転期間においては事業者の業務としては収蔵庫Fの運転監視のみであるため、当該期間は貴市にて行われることが費用の縮減及び有効利用になると思われます。	収蔵庫Fの運転監視だけでなく警備も含め、休館中の施設の維持管理は事業者の業務としています。したがって、施設の施設管理については事業者の業務となります。記載をわかりやすく修正しますのでご確認ください。
57	要求水準書	事務所及び収蔵品移転に伴う支援業務	68	IV	3	(2)				平成28年9月1日～平成29年1月末までの美術品移転期間を予定されておりますが、その間の市の警備等の計画がありましたらご提示ください。また搬出に伴う打合せ業務及び立会い業務は移転期間中のほぼ毎日と考えるべきでしょうか。	前段について、市で警備を行う予定はありません。後段について、頻度は不明ですが、毎日ではないと考えています。
58	要求水準書	収蔵品等情報システムの開発	70	IV	3	(5)				「当該システムの運用開始後のデータ更新については、市が行う」とありますが、定期的なバックアップ運用についても予め想定したハードウェア構成のなかで検討する、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
59	要求水準書	収蔵品等情報システムの開発	70	IV	3	(5)				「本施設の引渡し日の6ヶ月前までに市によるテスト運用ができるような開発スケジュールとすること」とありますが、工事工程との関係で、要求水準のスケジュールでの現地(館内)実機動作の検証作業が難しいものと思料しています。市によるテスト運用の具体的な内容、ならびに、それまでに事業者が現地または現地外で済ませておくべきテスト運用の内容についてご教示をお願いします。	テスト運用は、既存端末を活用したクラウド上での実施も可能であり、施設の引渡し前でも実施できると考えています。したがって、現地では実機による接続確認程度の作業になると考えています。
60	要求水準書	業務の範囲	71	V	2	(1)				事業者による修繕の範囲は、事業者が今回改修を行った範囲に限られ、その他の部分については市が行うという理解でよろしいでしょうか。	事業者による改修箇所以外でも、事業者が日常的または定期的に保守点検する範囲については、原則として事業者の修繕範囲とします。ただし、外壁等については、損傷の状態やそれにより生じる危険などを踏まえて、修繕の必要性やその方法を協議します。
61	要求水準書	業務の範囲	71	V	2	(1)				緊急改修工事において設置された設備等の修繕は協議が可能でしょうか。	緊急改修工事において設置した設備等については、市が適切な状態にして引渡した後に、事業者の修繕範囲とします。
62	要求水準書	業務の範囲	71	V	2	(1)				事業者提案で提出可能な長期修繕計画において、本事業の範囲外ではありますが、事業期間内の大規模修繕を含めてご提案した場合の取り扱いについてご教示ください。	維持管理業務には、大規模修繕は含めておりません。また、市での実施予定もないため、ご質問にある大規模修繕を含めたご提案は受け付けることができません。
63	要求水準書	展示ケース	74	V	3	(1)	③	イ	(イ)	展示ケースは「ガラスの破損がないこと」「ケース内環境が恒常的に保たれていること」とありますが、資料5(什器・備品リスト)では、展示ケース(移動展示ケース・行灯ケース)は貴市が維持管理することになっています。事業者は、市が維持管理する展示ケース以外の展示ケースを維持管理すればよいのでしょうか。その場合、ケース外側は、ガラス破損の確認のみ、またケース内はケース内環境が恒常的に保たれていること(ウォールケースは空調設備の温湿度の管理のみ)が事業者の業務との理解でよろしいでしょうか。	市が維持管理する展示ケース以外が、事業者の維持管理業務の対象となります。事業者の業務につきましては、照明器具の維持管理を追記しますので、要求水準書をご確認ください。また、市が維持管理する移動展示ケースなどを、展示室監視業務において、損傷などが無いように監視してください。
64	要求水準書	展示ケース	74	V	3	(1)	③	イ	(イ)	資料17(展示ケース等仕様書)で整備する展示ケース(ウォールケース)については、維持管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による維持管理になります。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
65	要求水準書	展示ケース	74	V	3	(1)	③	イ	(イ)	展示ケース内の照明器具を交換する際は、学芸員の立会のもと、行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	劣化等への対応	75	V	3	(2)	③	エ		「福岡市美術館大規模修繕計画 基礎調査業務説明書」の3.空調和換気設備編によると、展示室・収蔵庫の空調機は、24時間空調を行っていることにより耐用年数を超えた運用を行っているとあります。本事業でのリニューアル後も24時間空調を実施するため、15年間の事業期間では、耐用年数を超えることになり、事業期間後半では修繕費・更新費が嵩むと想定されます。この場合の機器更新費も、事業費に含まれるのでしょうか。	現在の空調設備は、平成6年に全面更新し、小規模な修繕を行いながら現在も稼働しています。本事業では事業期間内での大規模修繕は予定していませんので、事業期間中に発生する修繕費は、事業者の判断で適切に計上してください。なお、市では事業期間内の機器更新は不要と考えていますが、事業者が必要と判断される場合は、機器更新費の計上は可能です。
67	要求水準書	空調・換気設備	76	V	3	(2)	③	カ	(ア)	「空調・換気設備が完全に作動し、温度・湿度等が正しく調整されていること」とあり、温湿度条件を保持するとありますが、これは、空調機の温湿度設定を中央監視室で常時監視すればよく、保存部門及び展示ケース内の毛髪式自記温湿度記録計やデータロガー等を用いた温湿度管理は、貴市(学芸員様)が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	施設備品保守管理業務	77	V	3	(3)	③			過去5年間の備品及び消耗品の購入実績をご教示願います。	開示しません。備品リストをもとにご検討ください。
69	要求水準書	植栽管理	77	V	3	(4)	①			現状の植栽関連の数量及び作業頻度等の仕様をご教示ください。	平成26年度の樹木等管理業務委託の仕様書等を閲覧に供します。
70	要求水準書	植栽管理	78	V	3	(4)	④			北庭Aのエリアは、資料2:事業区域図においても、事業区域(工事範囲)となっており、また維持管理においても記念樹以外の植栽管理は事業者となっております。提案においてこのエリアへの植栽移植は可能と考えてよろしいでしょうか。	北庭Aは、要求水準書78ページ、Vの3の(4)の④の特記事項に記載のとおり、福岡県の「国際友好の森」として活用しております。福岡県による今後の記念植樹もございませので、植栽の移植は認めません。
71	要求水準書	植栽管理	78	V	3	(4)	④			北庭A以外のエリアに植栽を移植する場合の条件はございますでしょうか。	特に指定はございませんが、景観へ配慮するなど、関係部署との協議が必要となります。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
72	要求水準書	清掃業務	78	V	3	(5)	③	ア		清掃の資機材には様々なレベルのものがあありますが、埃の発生しない清掃道具とは、何か特殊な機材を想定していますでしょうか。想定されている機材をご教示願います。	モップなど埃が発生しにくいものを想定しており、特殊な機材は想定していません。要求水準書を修正します。
73	要求水準書	清掃業務	79	V	3	(5)	③	ウ	(オ)	事業者が貴重な美術品に触れることはできないものと思料致しますが、展示室床・展示室壁の日常清掃・定期清掃において、展示ケースに入っていない絵画や彫刻等の展示品のある展示室は、どこまでが事業者の清掃範囲に当たるのか具体的にご教示願います。	床・壁問わず、展示室全体が事業者の清掃範囲になります。ご指摘のとおり、作品に触れないよう配慮してください。
74	要求水準書	清掃業務	81	V	3	(5)	④	イ		現状の清掃員の配置人数及び時間帯をご教示ください。	維持管理業務委託の仕様書等を閲覧に供しています。配置人数及び時間帯は市で指定しておらず、受託者に委ねています。
75	要求水準書	清掃業務	81	V	3	(5)	④	エ		収蔵庫清掃時に、清掃道具の貸与などに応じることとありますが、事業者側で特殊な機材を用意する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	警備業務	82	V	3	(6)	③	イ		窓口業務の対応時間については、「ウ 巡回業務」に記載の通り「毎日24時間の有人警備」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の窓口業務については、24時間有人警備である必要はありませんが、職員の在館中は対応してください。要求水準書を修正します。
77	要求水準書	警備業務	82	V	3	(6)	③	ウ		警備巡回業務で最低1時間ごとに本施設を巡回することになっておりますが、夜間、機械警備中(防盜設備)の区画については一度、機械警備を解除して巡回することにより、逆に防犯上問題がありますので機械警備中の区画は巡回箇所から除外し異常警報時に現地確認でよろしいでしょうか。	巡回は必須とします。なお、巡回の頻度については見直します。要求水準書を修正しますのでご確認ください。
78	要求水準書	環境衛生管理業務	83	V	3	(7)	④			事業者は必要な協力を行うこととありますが、想定される業務を具体的にご教示願います。	現時点で特に想定しているものはありません。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
79	要求水準書	環境衛生管理業務	83	V	3	(7)	④			「主に展示部門及び保存部門において、美術品の保全を目的として実施する防虫・殺虫処置や各種調査等は市の業務」とありますが、現在、福岡市美術館が実施している生物被害防除業務(IPM関連業務)があれば、ご教示願います。	平成26年度は、日常的な清掃業務、温湿度管理業務、虫トラップによるモニタリング、空中浮遊菌調査、空中浮遊塵調査、展示用照明器具の設置・交換、緩衝材の作成・交換、虫発見時の情報の蓄積、バーミガード設置・交換、作品燻蒸業務、展示室の防虫・殺虫処置、監視員やボランティアへの保存管理研修等を行いました。
80	要求水準書	環境衛生管理業務	83	V	3	(7)	④			展示部門、保存部門において、IPM(防虫・殺虫処置・各種調査)は、貴市が実施すると思料致しますが、IPMの理念に則った環境衛生管理は、事業者だけでなく、貴市に協力して実施する必要があると理解しております。リニューアル後に貴市(学芸員様)が、IPM関連業務を行う諸室及び実施業務を具体的にご教示願います。	市がIPM業務を行う諸室は要求水準書記載のとおり、主に展示部門及び保存部門になります。実施業務は、諸室ごとに、またその時点での諸室の状態や周辺環境により異なります。
81	要求水準書	役割分担の基本的考え方	84	IV	2	(1)				「業務に係る経費については、特に記載のある場合を除き業務を担当するものが負担し、その経理についても業務を担当するものが行うこととする」とありますが、事業者が事業者用事務室で使用するパソコン、コピー機、電話、ファクシミリなどのOA機器は事業者負担でしょうか。また、サービス対価に含めてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	受付案内業務	87	IV	3	(1)	①	ア		「電話及びファクシミリ代表番号、メールアドレスを設定し利用者等の問い合わせ先を明確にすること」とありますが、現状の電話取り次ぎ体制についてご教示願います。①開館中(一般利用者、施設利用者、学芸などへの電話)②閉館後、休館日の対応時間について。また、「開館時間中は館内で対応すること」とありますが、休館日も館内で対応する必要があるのでしょうか。	現在の電話交換体制については、要求水準書Ⅰの6の(1)の②のイに記載しています。補足ですが、電話交換は1名のため、運営課職員も代表電話に対応しています。リニューアル後は、これも含め代表電話に対する対応は事業者で行ってください。また、現状、閉館後は警備員が電話に対応しています。なお、閉館時の電話対応方法は事業者提案になりますが、自動音声ではない電話対応を行う場合は、閉館・開館を問わず館内で行ってください。
83	要求水準書	館内放送業務	88	IV	3	(1)	①	ウ		開館時、閉館の30分前、閉館後に行うアナウンス放送は自動音声対応でも可能でしょうか。また、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語を毎日上記3回行うのでしょうか。あわせて緊急時の館内放送は日本語のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
84	要求水準書	掲示物管理業務	89	IV	3	(1)	①	エ		現在年間契約している福岡市営地下鉄大濠公園駅の壁面掲示スペースの契約終了月と年間契約料金をご教示願います。	契約終了は、8月末を予定しています。料金については、実施方針等に関する質問・意見に対する回答のうち質問に対する回答No.195をご参照ください。
85	要求水準書	情報コーナーに関する業務	91	VI	3	(1)	②	ウ		開架図書は700冊程度を想定しているとありますが、年々増えていくものでしょうか。増えたとすると、その増加量をご教示願います。また、その購入費は学芸課(市)の費用負担という理解でよろしいでしょうか。	入替は想定されますが、増加はしません。購入費についてはご理解のとおりです。
86	要求水準書	駐車場に関する業務	91	VI	3	(1)	②	エ		駐車場有料化の検討状況をお示ください。	現時点で決定している事項はありません。
87	要求水準書	その他施設利用に関する業務	92	IV	3	(1)	②	オ		現在所有の車椅子、ベビーカー、シルバーカーの利用状況をご教示願います。また、購入してどのくらい経過しているのか、安全性の確認のためにご教示願います。	利用状況についての統計はありません。安全性等の状態については、現物を見てご検討ください。
88	要求水準書	常設展および常設企画展	92	IV	3	(2)	①	ア		リーフレットとパンフレットの違い(目的、内容、現状)をご教示願います。またリーフレット及びパンフレットの現在の作成部数もご教示願います。	リーフレットは常設展示の展示品を紹介するものです。展示室に配架していますので実物をご確認ください。平成26年度の作成部数は1つの展示につき1,000部です。パンフレットは「ポスター・チラシ」に記載を修正しています。作成部数は、平成25年度が、近現代美術の常設企画展でポスター300・チラシ5,000、古美術の常設企画展でポスター400・チラシ10,000・リーフレット1,000、平成26年度が近現代美術の常設企画展でチラシ兼ポスターを8,000部です。(古美術は未実施)
89	要求水準書	常設展および常設企画展	92	IV	3	(2)	①	ア		常設企画展ならびに常設展展示替えは年間何回開催されるかご教示願います。	年度ごとに異なります。平成27年度は、古美術企画展示室6回、松永記念館室6回、東光院仏教資料室2回、近現代美術室1回、企画展示室5回、小作品室5回、日本画工芸室6回の展示替えを予定しています。なお、展示替え作業は美術品輸送の専門業者に委託し、複数の展示室を同日に展示替えすることが多いですが、近現代美術室など大きな展示室では数日を要することもあります。日程等については、展覧会スケジュールでご確認ください。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
90	要求水準書	常設展及び常設企画展	92	VI	3	(2)	①	ア		常設展示の展示ごとに制作するリーフレットの原稿は、市(美術館担当学芸員)にお願いできるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	常設展及び常設企画展	92	VI	3	(2)	①	ア		常設企画展の趣旨を踏まえたパンフレットの原稿は、市(美術館担当学芸員)にお願いできるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	常設展及び常設企画展	92	VI	3	(2)	①	ア		常設企画展と連動した関連イベントでは、市(美術館担当学芸員)に話し手や講師として協力をしてもらえるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	常設展及び常設企画展	92	VI	3	(2)	②	ア		常設企画展は年何回企画されますか。リーフレットとパンフレットの規格・用途の違いをご教示ください。各企画展のリーフレットとパンフレットの実績部数をご教示ください。	常設企画展は年2回の実施を予定しています。後段について、リーフレットは常設展示の展示品を紹介するものです。展示室に配架していますので実物をご確認ください。平成26年度の作成部数は1つの展示につき1,000部です。パンフレットは「ポスター・チラシ」に記載を修正しています。作成部数は、平成25年度が、近現代美術の常設企画展でポスター300・チラシ5,000、古美術の常設企画展でポスター400・チラシ10,000・リーフレット1,000、平成26年度が近現代美術の常設企画展でチラシ兼ポスターを8,000部です。(古美術は未実施)
94	要求水準書	展示室監視業務	93	VI	3	(2)	①	イ		「必要に応じ、順路の誘導や展示作品の簡易な説明を行うこと。」とありますが、展示毎にスタッフが簡易な説明ができるように、資料の用意は市(美術館担当学芸員)でご準備いただけるのでしょうか。	同所の特記事項記載のとおり、研修について必要な協力を行います。簡易な説明にあたり、資料が必要な場合は事業者でご用意ください。
95	要求水準書	展示室監視業務	93	VI	3	(2)	①	イ		現在の展示監視業務については、センサー等による機械監視システムを導入するなど、人と機械による効率化な監視体制を提案することは可能でしょうか。	展示室での事故を防止するには、人的監視が最も効果が高いと考えています。また、美術品の監視だけでなく、観覧者の誘導や展示作品に関する簡易な説明も監視員の重要な業務のひとつです。機械設備の導入により監視体制を強化することについての提案は可能ですが、これにあわせて指定している人数を減らすことはできません。なお、展示の形態により必要な監視員の人数は異なりますが、これを事業者において想定することが困難なため、市で人数を指定しているところです。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	①	カナ	(カナ)		
96	要求水準書	展示室監視業務	93	IV	3	(2)	①	イ		1階の古美術に2名、2階の近現代に6名配置することになっていますが、昼食休憩時などで一時離れることも想定されます。このような対応について、特段の問題はないという理解でよろしいでしょうか。	原則として空きポストは認めません。開館時間中、記載の人員を配置してください。
97	要求水準書	観覧料収納業務	93	IV	3	(2)	①	ウ		「観覧料を徴収し、市の指定する口座へ払い込みを行う」とありますが、前日分を翌日に払い込みするという理解でよろしいでしょうか。それとも指定日に払い込みする想定でしょうか。また、現状のお釣りの準備、観覧料の集金の業務方法をご教示願います。	前段については、前日分を金融機関の翌営業日に払い込んでください。後段については、現在の観覧料の徴収方法は現地でご確認ください。また、お釣りの準備については事業者が独自で判断すべき事項と考えます。なお、要求水準書VIの2の(4)の⑥に記載のとおり、福岡市会計規則第33条に基づき実施し、詳細は協議で決定します。また、観覧料収納業務については、要求水準書VIの3の(2)の①のウに一定の要求水準を示した上で、観覧料収納業務全体を事業者提案としていただきますのでご確認ください。
98	要求水準書	観覧料収納業務	93	IV	3	(2)	①	ウ		市がこれまでやっていた場合と、PFI事業者がやる場合で、はやかけんの手数料が変わってくるのでしょうか。また、翌日の金融機関の振込は、手数料が相当かかるため、月に1回等にすることはできないでしょうか。	前段について、はやかけんの手数料は、契約者ごとに異なります。事業者が実施される場合の手数料については、美術館も交えた形で福岡市交通局との協議になると考えます。後段については、現在、払い込みにあたり手数料は不要で、払い込みは原則翌日となっています。福岡市会計規則第33条に基づき実施しますので、ご確認ください。また、現時点の実施内容は、公表している現在の契約内容をご参照ください。なお、要求水準書記載のとおり、詳細は協議の上決定します。
99	要求水準書	教育普及業務	93	IV	3	(2)	②			教育普及業務は市の分担となっています。市民や子ども達に参加してもらい、美術館や芸術に親しんでもらうことを目的とするイベントやワークショップをSPCが企画した場合には、学芸員のみなさんは積極的に協力していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	業務に支障のない範囲で協力します。
100	要求水準書	美術資料の収集・保存	94	VI	3	(2)	③			美術品の燻蒸費用及びそれに要する光熱費については、市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	燻蒸費用は市が負担します。美術館に係る光熱水費はすべて事業者が負担します。市は、独立採算業務に係るものを除いて、事業者の提案に基づいた光熱水費をサービス対価として支払います。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
101	要求水準書	特別企画展	94	VI	3	(2)	④	ア		特別企画展の実行委員会の運営にあたり、銀行口座が必要になると存じますが、当該口座の管理についても委員会事務局業務の範囲に含まれますでしょうか。また、口座名義はどのようになるかと合わせてご教示下さい。	口座の管理については、ご理解のとおりです。口座名義は実行委員会名義(例:〇〇実行委員会 会長 ●●)となります。なお、口座の開設も事業者の業務となります。
102	要求水準書	特別企画展	94	VI	3	(2)	④	ア		特別企画展について、どの位のスケジュールで決定するのでしょうか。例えば1年前から計画を開始する等、スケジュール感をご教示下さい。	特別企画展ごとに異なりますが、当館のオリジナル企画の場合は開催の3年前ぐらいから検討を開始し、マスコミ等の持込による場合は早くて開催の5年前、通常は2～3年前に開催の打診があります。これを受け、開催の1～2年前には実行委員会の立ち上げなど各種調整等を行っています。
103	要求水準書	特別企画展	94	VI	3	(2)	④	ア		特別展示室前ロビーに設置される「物販スペース」は、事業者が販売管理を行うのでしょうか、あるいは実行委員会が契約した物販業者が行うのでしょうか。	現状、販売管理は実行委員会が契約した販売業者が行っています。同時に、ブックショップの運営者が別途販売ブースを設けたこともあります。なお、リニューアル後は事業者が実行員会から販売を受託する場合もあると考えます。
104	要求水準書	広報物に関する業務	96	VI	3	(3)	①	ア		広報効果が見込める場所に送付とありますが、広報効果を見込める場所とは別に、市が必要と考える送付先(寄贈者、議員等)には市の予算で送るという理解でよろしいでしょうか。これらも事業者の負担という見解でしたら、必ず送りたいと考える送付先が何件あるか、年間何回程度送付するかをご教示願います。	原則ご理解のとおりですが、美術館協議会委員・収集審査委員(34人)、寄贈者・寄託者・寄付者(56人)については、事業者での送付を前提に予算の確保をお願いします。送付回数は広報物の数と同じです。なお、人数については多少の増減があります。
105	要求水準書	広報物に関する業務	96	VI	3	(3)	①	ア		現美術館入館者の国別の割合イメージをご教示ください。日本語圏/英語圏/中国語圏/韓国語圏	統計資料がありません。
106	要求水準書	広報物に関する業務	96	VI	3	(3)	①	ア		総合パンフレット及び年間スケジュール及び広報誌の各現在の発行部数をご教示ください。また広報誌の現発送箇所数をご教示ください。	前段については、実施方針等に関する質問・意見に対する回答のうち質問に対する回答No.212をご参照ください。後段については、同No.213をご参照ください。
107	要求水準書	広報物に関する業務	96	VI	3	(3)	①	ア		総合パンフレット及び年間スケジュール及び広報誌の提案に際して、東見本を添えることは可能か、ご教示ください。	添付できません。様式の範囲で対応してください。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
108	要求水準書	ホームページに関する業務	97	IV	3	(3)	①	イ		「ユニバーサルデザインに基づいたデザインになるよう努めること」とありますが、ホームページ作成に関する福岡市の統一基準があればご教示願います。(例ー音声読み上げソフトに対応していることなど)	外部発注用の「福岡市ホームページアクセシビリティ対応基準書」を配布します。
109	要求水準書	ホームページに関する業務	97	VI	3	(3)	①	イ		ホームページのコンテンツとして挙げられている「収蔵品情報、展覧会、教育普及事業」などについては、原稿を市(美術館担当学芸員)にお願いできるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	ホームページに関する業務	97	VI	3	(3)	①	イ		一般的には、新ホームページはリニューアルオープン時から使用するものかと思料しますが、本業務は開館準備業務には含まれておりません。新ホームページの公開時期は特段の制約がなく、運営開始後の任意の時期という理解でよろしいでしょうか。	ホームページは、開館準備業務のリニューアルに関する広報のため、事業者が運営開始前から活用されると考えています。なお、開始時期は事業者の提案になります。
111	要求水準書	集客イベント業務	97	VI	3	(3)	②	ア		集客のためのイベントに、内容によっては市(美術館担当学芸員)の協力を得ることは可能でしょうか。	業務に支障のない範囲で協力します。
112	要求水準書	集客イベント業務	97	VI	3	(3)	②	ア		屋外(1階カフェ前スペース・エスプラナード・国際友好の森等)でバーベキューをすることは可能でしょうか。	現在のところ、大濠公園では焚き火、バーベキュー等火気を使用することはできません。
113	要求水準書	その他集客に関する業務	98	IV	3	(3)	②	イ		フェイスブック・ツイッターなどを活用した情報発信を積極的に行うこととあります。既にFacebookページは開設され運用されていますが、こちらはどなた(部門・担当)が運用しているのかをご教示願います。また、閉館後のアカウントはどうなるかをご教示願います。	学芸課が運用しています。閉館後は、事業者へ管理を移行し、市と事業者での共同運用を想定しています。なお、管理を移行する時期は協議になると考えます。
114	要求水準書	その他集客に関する業務	98	IV	3	(3)	②	イ		館内サービス業務(ショップ・飲食施設)は独立採算となつていますが、集客・広報上も重要な要素となります。美術館との一体的な広報活動をおこなうことは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	基本的に問題ありませんが、内容によっては協議が必要になる場合もあると考えます。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
115	要求水準書	ミュージアムショップ運営業務	99	VI	3	(4)	①	ア		光熱水費や廃棄物処分費は事業者が負担となりますが、現行ショップでの直近(H23年～H25年度別)の費用をご教示願います。	現在のショップの光熱水費は面積案分(57.01㎡)で徴しています。廃棄物処分費は市では把握していません。
116	要求水準書	ミュージアムショップ運営業務	99	VI	3	(4)	①	ア		図録の販売価格を10%程度と想定しているとの記載がありますが、現行のショップでは、図録などのクレジット、電子マネーの対応をしているのかご教示願います。	図録をはじめとする商品全般について、クレジットカード及びEdyに対応しています。
117	要求水準書	ミュージアムショップ運営業務	99	VI	3	(4)	①	ア		現在、市が販売している図録を具体的にご教示いただけますでしょうか。	福岡市美術館ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
118	要求水準書	ミュージアムショップ運営業務	99	VI	3	(4)	①	ア		飲食施設は美術館の開館時間外に運営することが可能となっていますが、ミュージアムショップについても美術館の開館時間外で運営を行うことは可能でしょうか。	ロビーでの営業については、同所記載のとおり、開館時間外の営業を行うことはできません。
119	要求水準書	オリジナルグッズ開発業務	100	VI	3	(4)	①	イ		オリジナルグッズ開発は、「開発にあたっては事前に市の承認を得ること」とありますが、合理的な理由なく、承認を得られないことはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書	飲食施設運営業務	100	VI	3	(4)	②			開館時間以外の営業時間において、サービス・アメニティ部門にあるトイレは使用可能と考えてよろしいでしょうか。	トイレの使用は可能です。ただし、ロビーの使用は飲食施設等への経路として最小限の範囲としてください。また、休館日などには、館内で展示替作業が行われることがあります。よって、それらを踏まえた建築上もしくは管理運営上の配慮が必要となる点にご留意ください。なお、使用にあたって、光熱水費や使用料等の負担について協議させていただく場合があります。
121	要求水準書	福岡市美術館活動の記録	資料3							年度別観覧者の利用客層(ファミリー層・団体ツアー層・外国人層客など)の割合など、分かる範囲でご教示願います。	統計資料がありません。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
122	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							収蔵庫は、自記式温湿度計(17台)を調達することとありますが、展示部門は、既存品を再利用されるという理解でよろしいでしょうか。また、維持管理は貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							第1回質疑No227にて、「再利用以外の什器・備品は全て撤去更新」とありますが、撤去する既存の什器・備品の撤去費用については、事務所移転時に、貴市の負担にて行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							備品リストにおいて「※」が多いため考え方によってコストに差が出てきます。指標とする数量をご提示ください。	備品の一部につきまして、「※」の数量を明示します。資料5 什器・備品リストをご確認ください。その他の備品につきましては、要求水準を満たすよう、事業者にてご提案ください。
125	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							備品の中で、メジャーやスリッパ、バーミガードなど消耗品に近いものがあります。PFI事業者が整備する備品としては、水準を保ちにくいものが多く見受けられます。内容を改めて精査していただけないでしょうか。	資料5 什器・備品リストを修正しますので、ご参照ください。
126	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							燻蒸室に設置する窒素発生装置の仕様(窒素発生量等)をご提示ください。また、記載にあるEco-Gとはどのメーカーのものでしょうか？	株式会社サタコの製品です。詳細仕様については、資料5 什器・備品リストを修正しますので、ご参照ください。
127	要求水準書	什器・備品リスト	資料5							数量の※は事業者において適切な数量を提案することとありますが、荷解梱包室:固定式ハンドル台車(大)(小)、多目的スタジオ:道具箱、図書室:集密書架・書架、図書倉庫:集密書架については要求水準書から個数の想定ができません。特に図書については大型本冊数によって17万冊、7万冊の集密書架の仕様が大きく異なります。個数の提示をお願いします。	数量の※を一部数値化するなど、資料5 什器・備品リストを修正しますので、ご参照ください。
128	要求水準書	什器・備品リスト 展示ケース等仕様書 可動展示壁配置図	資料5 資料13 資料17							什器備品・ウォールケース・可動展示壁を事業外としていただけないでしょうか。	原案どおり、事業に含めます。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
129	要求水準書	現況図 改修図	資料 6 資料 7							1階平面図(改修前:実技講座室、改修後:多目的スタジオ(大)西側に現状は窓がありますが、平面図、立面図共壁になっています。現況を正とし、建具は残したままと考えて宜しいでしょうか。閲覧の耐震調査報告書では開口で解かれています。	ご理解のとおりです。図面を修正します。
130	要求水準書	改修図	資料 7							自由提案範囲の建具については、全て交換ではなく、使用上問題がないよう補修することで、オリジナルの前川建築を残すことは可能と考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
131	要求水準書	改修図 外部仕上表	資料 7 資料 8							文化財公開施設の計画に関する指針を遵守し、漏水のないよう計画すれば既存アスファルト防水を撤去の上、新設アスファルト防水で改修しなくても、他の防水工法で良いとの理解でよろしいでしょうか。(第1回質疑回答No234に関連)	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	改修図 外部仕上表	資料 7 資料 8							RF勾配屋根周囲側溝部(ガッター部)の改修方法が仕上表と改修図-9と相違しております。改修図-9を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 □外部仕上表・・・アス防3層+押えコン60t(新設) □改修図-9・・・既存アスファルト断熱防水押えコンクリートの上、ウレタン塗膜防水新設	資料7 改修図-9を正とし、資料8 外部仕上表を修正します。
133	要求水準書	外部仕上表	資料 8							屋上関係の防水、エプラーナード、屋外展示場・テラス関係の防水を既設のままとする提案は可能でしょうか。	原案どおり、更新してください。
134	要求水準書	外部仕上表	資料 8							屋外外壁に既存タイル部(ピンニング固定)とありますが、破損部のタイル新規部分がピンニング固定であり、しっかりと固定されている既存タイル部に全てピンニング固定する必要はないと考えますが、よろしいでしょうか。大規模改修計画基礎調査業務説明書からも、そう読み取れます。	ご理解のとおりです。外部仕上げ表を修正します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
135	要求水準書	外部仕上表	資料 8							他の前川國男氏の建築物では、外壁タイルを改修するため、予備のタイルを施設で保有していて、実際に改修の際に利用した施設もあると聞いておりますが、本件施設で用いる外壁タイルの予備はお持ちでしょうか。お持ちでしたら、どのような状態なものがどのくらいあるのかご教示願います。	外壁タイルの予備はございません。
136	要求水準書	外部仕上表	資料 8							外壁タイルについて、落下の恐れが無い多少のひび割れ部や欠損部は更新せず、浮きが生じている部分や著しく破損している部分のみ更新する提案は可能でしょうか。	構造クラックによるひび割れ部は、下地処理の上、更新とします。落下の恐れがなく、構造躯体に影響しないひび割れ部や欠損部は、新規タイルとせず、既存タイル補修にて復旧する提案は可能です。
137	要求水準書	外部仕上表	資料 8							事前に実施されている外壁調査結果をもとに改修範囲を限定していただけないでしょうか。	提案時には、外壁打診調査資料を参考に適切な範囲を想定してください。
138	要求水準書	内部仕上表	資料 9							内部仕上表 常設展示室(東光院仏教美術室)の壁の特記欄に漆喰壁とありますが、壁全面でしょうか。範囲をご指示下さい。また、珪藻土など調湿機能のある素材の使用を提案することは可能でしょうか。	前段については、基本的に、壁全体を漆喰とすることを想定しております。部分的に別の素材を用いて意匠を提案することは可能です。資料9 内部仕上げ表を修正します。後段については、調湿機能を壁面の素材に求めているわけではありません。
139	要求水準書	建具表	資料 10							「指定する建具に関して例として大きさ性能を示すものであり、各要求水準に見合ったものとする」とありますが、仕上げ材料・形状ともに性能を満たしてうえで提案できると考えてよろしいでしょうか。	コルテン鋼と記載された建具は、材質の変更はできません。その他の建具については、材料・形状とも、ご理解のとおり提案可能です。資料10 建具表を修正します。
140	要求水準書	建具表	資料 10							新設建具において一部の更新仕様が「コルテン鋼＋塗装」となっていますが、「スチール＋フッ素塗装」に変更する提案は可能でしょうか。	原案どおりです。資料10 建具表を分かり易く修正します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
141	要求水準書	防火区画等図	資料11							文化庁との協議により提案した区画範囲が変わった場合には事業者の負担となっておりますが、事業者にてすべてを管理できるものではないため過度のリスク分担と考えられます。文化庁との協議により区画範囲の変更が発生し、提案費用に増額が出た場合には貴市の負担としてください。当然、減額となった場合には事業者の業務費の減額も可能と考えます。(第1回質疑回答No246に関連)	資料11 防火区画等図どおりの提案が、文化庁との協議により変更となることについては市のリスクですが、変更が事業者の独自提案に起因する場合は、事業者のリスクになると考えます。
142	要求水準書	防火区画等図	資料11							第1回目の質問回答で区画関係は事業者で検討するとの回答でしたが、提示されている防火区画図は変更可能と判断して宜しいでしょうか。不可であれば区画の種別をご教示ください。貫通部の仕様が変わります。	事業者提案により防火区画は変更可能です。なお、資料11 防火区画等図どおりの提案が、文化庁との協議により変更となることについては市のリスクですが、変更が事業者の独自提案に起因する場合は、事業者のリスクになると考えます。
143	要求水準書	展示室ケース等仕様書	資料17							資料17 展示ケース等仕様書に、有機酸の基準値が示されていますが、蟻酸と酢酸の基準値はいくつでしょうか。	蟻酸濃度10ppb以下、酢酸濃度170ppb以下となります。
144	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		3	(1)				クライアントは①美術館従事者、②来館者、③インターネット経由の3つであると記載されていますが、基本となる情報システムは1つであり、閲覧出来る範囲や条件などが違うだけで、それぞれのクライアント側の機能が大幅に異なるという事が無いという認識でよろしいでしょうか。	同所記載のとおりです。クライアントごとに、情報へのアクセス、入力等、各種制限を設けることとなります。
145	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		3	(1)				クライアントの内、③インターネット経由について「タブレット等携帯端末含む」とありますが、OSはiPhoneやiPadなどのiOS搭載機器とAndroidOSを搭載したスマートフォンに限定しても良いでしょうか。	現在の環境においてはご理解のとおりです。
146	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		3	(2)				①既存デジタルデータ(所蔵作品・図書・映像資料書誌事項データ、美術展覧会関係・美術作家計報名簿)について各メタデータ(データ項目)の数は大体どれくらいかご教示願います。	既存のデジタルデータの項目は、所蔵作品(近現代美術作品181項目、古美術作品128項目)、図書111項目、映像資料書誌事項データ43項目、美術展覧会関係21項目、美術作家計報名簿8項目です。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
147	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		3	(2)				データ移行後の検証として、データ内容の確認(受け入れ)については市職員が行うという想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		4	(1)				美術館内に配置する情報システムにアクセスする端末のネットワークはすべてLAN回線を使ったものという認識(WIFIなどの無線アクセスではない)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19		4	(1)				「必要に応じて福岡市全庁OAシステムにアクセスし」とありますが、福岡市全庁OAシステムにアクセスするために必要なシステム要件があればご教示願います。	同所記載のとおり端末の設置は市が行います。
150	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19							留意事項に「ホームページと連動した新たなデジタルコンテンツ」と記載がありますが、これはホームページ用サーバーと情報システム用ハードを系統的に連携させるということではなく、コンテンツが連動していればよいと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19							福岡市美術館及び福岡市の情報端末に関するセキュリティポリシー(ワクチンソフト・ローカルメディア接続できないハード仕様設定等)をご教示願います。	現在の仕様書等について閲覧に供します。
152	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19							既設のハードウェアは全て入れ替えと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書	収蔵品等情報システム仕様書	資料19							既設のハードウェアのスペックをご教示ください。(スキャナー・プリンタ含む)	現在の仕様書等について閲覧に供します。
154	要求水準書	光熱水費の実績	資料21							電気・ガス・水道の使用量の記載はありますが、費用の実績が不明の為、契約している基本料金・従量料金をご教示願います。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答のうち質問に対する回答No.234に基づき開示済みです。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
155	要求水準書	要求水準書全般								表の下に記載のある「※資料、6、9、10、13～18、21、22、23については、要求水準書本文に記載なし」とあります。資料8についても記載がないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書	要求水準書全般								要求水準書の添付資料は、要求水準の概要を補足するための参考資料であり、VE提案として部材の変更などの提案は可能でしょうか。	一部の仕様につきまして、市が指定するものがございますが、要求水準同等以上の仕上げとする場合、仕様を提案することを可能とします。資料9 内部仕上げ表を修正しますので、ご確認ください。
157	要求水準書	要求水準書全般								提案をもとに市関係者にヒアリングを行いながら実施設計・施工を行います。要望事項を反映させる過程において、提案事業費に見合った内容となるよう協議・調整を行いながら造り込みが行われると考えて宜しいでしょうか。事業費を超える要望に関しては別途費用立てをしていただくとの理解でよろしいでしょうか。市が指定する仕様等がある場合には現状で明確にご提示いただくようお願いいたします。あきらかな要求水準未達(具体的に柵が必要等の記載があったにもかかわらず施工時に設置されていない等)は事業者負担と考えますが造り込みにおける要望事項対応については内容によりコストも含め別途協議対象として取り扱って頂けるようお願いいたします。	規定の適用関係や提案の変更による費用負担については事業契約書(案)第3条及び第13条によります。また、市が指定する仕様につきましては、資料9 内部仕上表などを修正しますので、ご確認ください。
158	様式集	様式5-5 リスク想定と対策及び事業継続性確保の方策								通常、PFI案件ではリスクコンサルタントによる保険評価書を添付するケースが多いですが、本件ではそれらの添付が認められるのでしょうか。	保険評価書については、添付は認められません。リスクコンサルタントによる評価等に係る提案については、指定の枚数の中でお示しください。
159	様式集	様式5-7 地域経済・社会への貢献								通常、PFI案件では当該グループ以外の第三者からの協力趣旨などを記載した「関心表明書」などを添付するケースが多いですが、本件では添付が認められるのでしょうか。	関心表明書は添付できません。
160	様式集	様式5-9 資金調達計画・収支計画等の前提								貴市と応募者との間での認識誤りを未然に防止するため、貴市で認識されているレートの公表をお願いします。	提案価格における基準金利は、1.020%を用いてください。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
161	様式集	様式5-9 資金調達計画・収支計画等の前提 様式5-10 資金調達計画書								様式5-9、5-10は、様式フォーマットが指定されておりますが、予め指定された表に追加して文章での説明を記載することは可能でしょうか。	可能です。
162	様式集	様式5-10 資金調達計画書								落札者決定の具体的な時期(平成27年10月の中旬・下旬など)についての見込みを教えてください。	平成27年10月下旬を予定しています。
163	様式集	様式5-11-1 事業収支計画書(資金収支計算) 備考4								「借入金、支払利息、借入金残高、評価指標に関する項目については、資金調達別に記入してください。」とのことですが、その対象は「借入金残高表」のみで、「資金収支計画表」では資金調達別での記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	「借入金残高表」のみではなく、「資金収支計画表」についても資金調達別に記載してください。また、様式5-11-2「損益計算書」においても該当カ所については資金調達別に記載してください。
164	様式集	様式5-11-2 事業収支計画書(損益計算書・消費税計算書) (1)の②その他収入								(1)営業収入.②その他収入の定義は、事業契約書(案)別紙5.表1.※5で示されているものではなく、様式5-14の各表分類によるものを指すとの理解でよろしいでしょうか。(現在、様式5-11-2にて設定されている広告料収入は、事業契約書(案)別紙5.表1に従って集客イベント収入に含まれる。)	ご理解のとおりです。可能な範囲内で収入の内訳がわかるように記載してください。
165	様式集	様式5-11-2 事業収支計画書(損益計算書・消費税計算書) (2)の⑨その他								(2)営業費用.⑨その他費の定義は、市からのサービス対価の対象となる原価以外の費用を指すとの理解でよろしいでしょうか。(現在、様式5-11-2の費用⑨その他に設定されている保険料及び監査費用は、様式5-12-4に従って、⑥運営費に含まれる。)	ご理解のような整理で結構です。「その他」の費目の欄は適宜変更して頂いて構いません。
166	様式集	様式6-9 展示室整備計画に関する提案 常設展示室(東光院仏像美術室)								仏像の配置を提案するにあたって既存免振台、ベースの形状、色、素材など仕様が不明です。提案においては内装、照明、空調等展示室空間の基本的な考え方を提示し、提案する仏像配置は参考と考えてよろしいでしょうか。	既存免震台のサイズにつきましては、資料5 什器・備品リストを参照し、色・素材につきましては、現地にてご確認ください。また、仏像配置は参考としてご提案ください。
167	様式集	様式10-4 施設運営に係る提案								記載内容に「職場環境整備に対する考え方」とありますが、施設や設備・備品などのハード面の考え方か、あるいは労働時間などソフト面に対する考え方を提案するのかが教えてください。	ハード面、ソフト面を問わず、美術館で業務に従事される方の労働環境への配慮が必要であると考えています。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
168	様式集	様式10-5 利用者対応に関する提案								記載内容に「大濠公園の園路管理の考え方と具体的方法」とありますが、園路管理とは何をさすのがご教示ください。	大濠公園の園路の駐車を管理することです。要求水準書VIの3の②のエに記載があります。なお、要求水準を一部修正していますので、ご確認ください。
169	様式集	様式10-9 広報・集客に関する提案								広報物の製作で、デザインイメージとありますが、総合パンフレット、年間スケジュール、広報誌のそれぞれに提示する必要がありますか？また、総合パンフレットと広報誌はそれぞれ具体的なコンテンツも含めたページ構成の提案をする必要があるのでしょうか？	デザインイメージの項目は、広報物等のデザインコンセプトやデザインに対する考え方などの記載を想定しています。したがって、それらの記載にあたり、実例として具体的なデザイン案を提示されるかも含めて事業者の提案とします。
170	様式集	様式10-9 広報・集客に関する提案								広報物及びホームページについて、デザインイメージをお示した場合であっても、実際には落札後において、市と協議のうえデザインが確定するという理解でよろしいでしょうか？また、そうであれば、デザインイメージそのものが提案評価を左右するものではないとの理解でよろしいでしょうか。(本入札は広報物、ホームページのデザインコンペではないことから、趣旨を確認させていただいております。競争の条件を明確にすることから、提案評価においてデザインイメージの取り扱い条件を整理いただけますと幸いです。)	ご理解のとおりです。
171	様式集	様式10-10 ミュージアムショップに関する提案 様式10-11 飲食施設に関する提案								収支の提案、賃料設定の提案がございますが、これらは当然にリニューアル後の来館者数に左右されます。来館者数の向上に向けて、広報、集客業務により民間も努力する所存ではございますが、本入札の競争の条件を整える趣旨において(基準とする目安を統一する趣旨)、市においてリニューアル後の来館者数の想定(目標値)などがございましたらご教示、または条件設定そのものをお願いできますでしょうか。	リニューアル後の来館者数の想定はありません。なお、ミュージアムショップ及び飲食施設の収支提案にあたり、来館者数の影響があることは理解できますが、来館者の利用率、客単価、回転率、営業日、営業時間など、来館者数以外にも事業者が設定できる変動要素が数多くあります。したがって、来館者数のみを提示しても競争条件を整えるに至らないと考えます。
172	様式集	様式10-11 飲食施設に関する提案								記載内容に「飲食施設の配置計画ー配置場所」とありますが、配置場所は要求水準で決まっていることから、レイアウトの考え方(店舗イメージ(パース)に至る内容)の記述という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載を修正します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
173	様式集	提案書全般								提案書(様式5以降)の記載内容で、第1回質疑No292において「企業名の記載は可能」とありますが、構成員・協力企業名も含めて記載可能なのでしょうか。可能な場合、正本1部、副本14部ともに記載したもので提出してよろしいですか。	企業名に係る記載方法について改めて整理を行いました。様式集を修正しますのでご確認ください。これに伴い質問及び意見に対する回答(第1回)No.292は削除します。
174	様式集	提案書全般								提案書に企業名を出さないということについて、非営利の団体や組織も記載できないとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
175	様式集	提案書全般								商品名などから企業を特定できる場合、その商品名も記載できないとのことでしょうか。	商品名については、企業名が入っていても、また企業名が特定できても記載できます。ただし、ミュージアムショップやレストランの運営者など、主要な役割を担う企業の名称が特定できる商品名は記載できません。
176	様式集	提案書全般								企業を特定できる記載はできないということですが、各種実績や特許技術についても記載できないのでしょうか。	実績や特許については記載できます。ただし、当館での実績(1社に特定できるものに限る)は記載できません。
177	様式集	提案書全般								提案書のパースを作成するにあたり、参考資料等で提示のあった彫刻や美術品の写真データについては著作権の確認が得られているものとし、加工してパースに反映してよろしいでしょうか。	市に提出する提案書の範囲であれば問題ありません。
178	基本協定書(案)	事業契約		10	7					「本事業の入札に関して、前項第1号から第4号のいずれかに該当したとき、～違約金として請求することができる」とありますが、これは事業契約締結までに適用される条項であり、事業契約締結後は、事業契約書(案)の第86条第6項、第88条第1項、第90条第1項に基づく違約金の請求を受けるだけという理解でよろしいでしょうか。(同一事由により、基本協定と事業契約に基づき二重の請求を受けることはないかの確認)	基本協定書の10条6項は契約締結までに各号の事由に該当した場合を規定しており、基本協定書10条7項によって契約締結後に二重の請求を行う趣旨ではありません。事業契約書(案)を修正します。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
179	事業契約書(案)	本件施設の瑕疵担保責任	3	11	2					「合理的に推測できる」瑕疵ではないものとは以下の考え方でよろしいでしょうか。①外壁タイルにおいて、閲覧資料から判断できる不具合(割れ、欠け、浮き)、現地での目視(提案前に足場架設等ができないため通常で見える範囲)で確認できるもの以外のもの、②外部及び内部のタイルにおいて、割れが発生しているが内部躯体の状況が目視で確認できないもの(一部撤去すれば確認できるであろうものも含む⇒提案前に撤去はできないと考えられる)、③提案前に許可を得て確認できた天井点検口等から目視範囲で確認できる不具合以外のもの、④スチール製建具において現地確認の際に下地等の腐食等が目視できないもの(一部撤去すれば確認できるであろうものも含む⇒提案前に撤去はできないと考えられる)(第1回質疑回答No306に関連)	合理的に推測できなかったか否かについては、事案が発生した時点で、様々な状況を踏まえたうえで総合的に判断します。
180	事業契約書(案)	業務に係る対価等について(集客イベントの原資となる収入の取扱い)	別紙5		1	表1	※6			「集客イベントの収入(広告料収入、参加費等収入、その他収入)については、当該収入を得られるための必要経費を除いた5割以上を集客イベントの企画、実施等に係る費用として活用しなければならない。」とのことですが、当該収入は事業活動の結果であることから、その活用対象は翌事業年度との理解でよろしいでしょうか。	提案にあたっては、年度内の活動において、収支を調整してください。なお、仮に収入が想定より大幅に上回り、費用計上が基準を下回る事態が生じた場合における対応等、実際の運用方法については、市と事業者との協議により定めるものとします。
181	事業契約書(案)	構成される費用の内容	別紙5		3	(1)	①			収蔵庫Fの維持管理費がサービス対価Aに含まれていますが、要求水準書内では開館準備業務に区分されています。そのため、収蔵庫Fの維持管理費はサービス対価Bに含めるべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、収蔵庫Fの維持管理費については、サービス対価Bに含めることとします。なお、算定の対象となる期間(平成30年9月30日まで)にご留意ください。関係箇所を修正します。
182	事業契約書(案)	算定方法等	別紙5		3	(1)	②			第1回支払日を平成30年11月末日とし、以降3ヶ月毎に分割払いを受け、最終回を平成46年5月末日とした場合、合計63回払いとなるとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、支払回数は62回ではなく、63回になります。該当箇所を修正します。
183	実施方針等に関する質問・意見に対する回答	増築の可否について	21		103					実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.103において、増築ができないとの回答がありました。建築面積や延床面積を増やす提案は全くできないのでしょうか。	機能として必要最低限の建築面積、延床面積の増加を伴う提案は可能です。ただし、現時点では、建築面積、延床面積は増やさないことが、大濠公園の管理者である福岡県による、美術館設置の許可条件のひとつとなっているため、事業者からの提案で、市が必要が高いと判断したものについて、実施設計時に福岡県と協議します。したがって、提案が実現しない場合もあることをご了解の上、事業者の責においてご提案ください。

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
184	第1回質問及び意見に対する回答	改修工事に伴うリスク分担の考え方について	1 2 13		5 6 61					<p>官民のリスク分担に関して、第1回質疑回答において、質疑回答No5・6:改修時点において資料との齟齬は十分に考えられる。資料は参考として取扱い、事業者において適切な費用を見込む。</p> <p>質疑回答No61:関係部署との調整により生じる軽微な提案内容の変更については、事業者負担。</p> <p>との回答がありましたが、事業者として入札までの調査等により把握できるものは限られていると考えます。今回の入札参加者としては公表いただいた資料を基に計画、費用算出を行う事となる中で、あくまでも公表資料は参考であり、適切な費用を見込むこととされた場合には、過大なリスク見合いの費用を見込むこととなります。さらに関係各部署との事前協議が出来ない中で実際に協議して変更があった場合に事業者負担となる場合にも同様です。また、PFI事業の考え方として官民のリスクを明確にし、民間で負えないリスクは官にて対応することが通常だと考えます。</p> <p>よって、現状において不明確な部分を民間のリスクとすることで民間によるリスク見合いの費用が重なり、適正かつ効率的な予算の利用となくなると考えられるため、以下の項目については事業者負担から外していただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回質疑回答 No5の内容</li> <li>・ 第1回質疑回答 No6の内容</li> <li>・ 第1回質疑回答 No61の内容</li> </ul>	<p>閲覧資料のうち、外壁調査、雨水管・污水管調査、樹木調査については、調査時点の状況を示すものであり、調査以降に劣化が進んでいることが想定されます。また、改修計画基礎調査についても、当時の市の方針や調査時点の状況などをまとめたものであり、方針の変更や劣化の進行もあります。これらの資料については参考とし、事業者において適切な費用を見込んでください。なお、事業契約書第11条に記載のとおり、市が書面により提供した情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる施設の瑕疵による損害については、事業者負担とします。</p>
185	第1回質問及び意見に対する回答	レセプションパーティ時の飲食について	12		60					<p>館内でのイベントや要人を招いてのレセプションパーティの想定において、エントランスロビーでの飲食は可と捉えて宜しいでしょうか。また、エントランスに限定してペットボトルなど蓋付の飲み物は可と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>要人を招いてのレセプションパーティーなど特別に市が認める場合のみ飲食は可能です。その他の場合においては、作品保存上の観点から、蓋付容器での水・お茶などを除いて、飲食はできません。</p>
186	第1回質問及び意見に対する回答	レセプションパーティ時の飲食について	12		60					<p>要人を招いてのレセプションパーティー、イベント会場とありますので、エントランスホール、講堂は時間外での予約対応において飲食可と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>また、1階エントランスロビー、2階エントランスロビーにおいて、エリアを限定して飲食を可能とすることは提案可能でしょうか。</p>	<p>要人を招いてのレセプションパーティーなど特別に市が認める場合のみ飲食は可能です。その他の場合においては、作品保存上の観点から、蓋付容器での水・お茶などを除いて、飲食はできません。</p>

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
187	第1回質問及び意見に対する回答	関係部署との調整	13		61					公園側のエントランスやカフェなどのファサードに関して、関係部署との調整により生じる軽微な提案内容の変更については、事業者負担としますとご回答が有りましたが、軽微な変更とは費用の増額がないもの、もしくは増額があった場合には仕様変更等で同額での減額提案が可能な範囲との理解でよろしいでしょうか。事業費に影響が出るものについては入札前に想定が困難であり見込みで費用を入れると費用面での効率化が図れないと考えられます。	遵守すべき法令等の基準を満たした上で、関係部署との協議により変更が生じた場合、費用負担についての協議は可能です。
188	第1回質問及び意見に対する回答	質問及び意見に対する回答(第1回)	14 15		69 72					常設展示室(古美術)の金具の取付けは1mピッチ、1.5mピッチのどちらを採用すると考えたら宜しいでしょうか。	常設展示室(古美術)の金具の取り付けは1mピッチとなります。
189	第1回質問及び意見に対する回答	作品棚	19		94					第1回の質疑回答において、作品棚は館外への移設は行わないとの見解が示されましたが移動・保管の費用や破損時におけるリスクを含めて事業者側にて費用負担を見込まなければならないという事でしょうか。現状においては天井内部の状況が不明確であり、工事状況に応じた移設、棚の解体及び再組立ての費用算出が困難であると思われま。収蔵品移転と併せて貴市にて対応頂けるよう再考いただくか、事業開始後の調査に基づいて費用を算出し貴市での負担とすることとしていただけないでしょうか。入札価格算出にあたり、不要なリスク対応費を見込まなければならないことも考えられ、費用の効率的な活用に反することも考えられます。	作品棚について、収蔵品移転時の撤去新設は行いません。なお、工事期間中の作品棚の保管方法について要求水準を修正しています。市が想定した方法で、事業者が適切に保管した場合に発生したリスクは、市が負担します。
190	第1回質問及び意見に対する回答	リスク分担	22 23		110 111 112 114					第1回質疑回答No110からNo112、No114に示されている事例については事業契約書11条3項に基づき貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	合理的に推測できなかったか否かについては、事案が発生した時点で、様々な状況を踏まえたうえで総合的に判断します。
191	第1回質問及び意見に対する回答	合理的に推測できる範囲の考え方について	22 23 62		110 112 114 306 307					第1回の質疑回答において、事業者負担の瑕疵範囲として「合理的に推測できるもの」とは「容易に認識できるものに限られない」との見解が示されましたが事業者側も予測できないような存在的なリスクに対しては事業者負担の瑕疵範囲外と考えて宜しいでしょうか。	合理的に推測できなかったか否かについては、事案が発生した時点で、様々な状況を踏まえたうえで総合的に判断します。

■質問及び意見に対する回答(第2回)

No.	資料名	タイトル	箇所							内容	回答	
			頁	ローマ	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			
192	第1回質問及び意見に対する回答	設備類の撤去産廃処理の戻入金の取扱い	25		125						「既設設備機器類の撤去工事にもなって発生する鉄くず類の戻入金を想定すべき。」とのことですが、当該戻入金の取扱いについては次の理解でよろしいでしょうか。鉄くず類の戻入金が発生した場合、本提案においては、各工事費で相殺するものとし、様式5-12-1の中で個別に記載しないという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	第1回質問及び意見に対する回答	什器・備品の再利用について	29		142						第1回質疑回答において什器・備品リストの備考欄に再利用と記載されているものは再利用可能との見解が示されましたが再利用可能品の中には現地調査の結果によりますが新規購入とした方がメンテナンス性や機能性、コストパフォーマンス等の観点から良い場合が考えられます。施設空間との調和が前提になると思いますが「什器備品リスト」備考欄記載の「既存品再利用」は「既存品を再利用しても良いし、しなくても良い」と考えて宜しいでしょうか。	資料5 什器・備品リストの項目を修正しますので、参照ください。また、備考欄に再利用と記載のあるのは再利用とし、再利用可と記載のあるものは、再利用若しくは新規購入とご理解ください。
194	第1回質問及び意見に対する回答	合理的に推測できる範囲の考え方について	62		306						第1回質疑回答No306において、「合理的に推測できるものとは、事業者が前記情報等から合理的に推測できるものであり、容易に認識できるものに限らない」との回答がありましたが、閲覧資料や現地での目視等で確認できないような不具合は、合理的に推測できる範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	合理的に推測できなかったか否かについては、事案が発生した時点で、様々な状況を踏まえたうえで総合的に判断します。
195	第1回質問及び意見に対する回答	展示物の盗難又は破損	70		350						「維持管理業務を市と合意した計画に基づき正しく実施されていることが確認できた上で、空調・換気設備が故障し、温湿度管理が出来なかったことによる美術品の破損が発生した場合」でも、「空調換気設備が完全に作動し、温度・湿度等が正しく調整されていること」等が要求水準書に記載されていることにより事業者の責任が問われるとのことですが、正しく業務を実施してもなお機器類の故障等が発生することもあります。このような場合には、事業者の責任ではなく不可抗力等が適応されるとのことでよろしいでしょうか。	正しい業務をして故障が発生した場合、その復旧に対する対応を含め、総合的に責任の有無を判断すべきと考えます。正しい業務をしたという事実をもって単に免責という判断はできません。逆もしかりです。ご指摘のような案件も含め、個別案件ごと協議、判断していくことになると考えます。なお、不可抗力については、事業契約書(案)に具体的に定義しています。